注記事項等

【中間貸借対照表に関する注記】

１．有形固定資産の減価償却累計額

214百万円

２．貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

３．担保提供資産

⑴　法第40条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,927,003百万円の一般担保に供しております。

⑵　デリバティブ取引の担保として、有価証券37,455百万円を差し入れております。

４．特別法上の準備金等

⑴　金利変動準備金

法第38条第１項、第３項及び法附則第９条第８項の規定に準ずるものであります。

⑵　公庫債権金利変動準備金

法附則第９条第９項及び第10項、第13条第５項及び第７項の規定に準ずるものであります。

⑶　利差補てん積立金

法附則第９条第13項、第13条第８項、整備令第26条第１項、第３項及び第４項の規定に基づくものであります。

【中間損益計算書に関する注記】

１．中間純利益の勘定別内訳

一般勘定　10,137百万円

管理勘定　　576百万円

２．公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

平成24年度から平成26年度までの３年間で、総額１兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成24年総務省・財務省令第２号）に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

【金融商品に関する注記】

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にＡＬＭ委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ＡＬＭ委員会は原則年４回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

［１］　信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①　貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、ＢＩＳ規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生しておりません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。